

【インフルエンザ出席停止のめやす・幼児／保育園・幼稚園】

インフルエンザ発症日(発熱開始日)を0日と数え、
 「5日を経過し、かつ 解熱した後 2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」
 出席は控えてください。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行(平成24年4月2日省令改正)

幼児(保育園・幼稚園など)										
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
発熱期間										
2日間										
3日間										
4日間										
5日間										
6日間										
1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。 解熱後に再発熱した場合、最後の解熱日で判断してください。										
		発熱			解熱			登校可能		